

訪問リハビリテーション事業所整備推進事業

1 事業概要

東日本大震災の被災地及び原子力災害の被災者への訪問リハビリテーションの充実を図るため、開設主体を病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に限定せず、訪問リハビリテーションサービスを適切に提供すると認められる事業所を県が指定することにより、当該事業所の整備を推進するものである。

【事業実施主】

福島県

【事業対象者】

- ・当該復興推進計画区域のうち、平成26年4月1日以降に避難指示を解除した10市町村（田村市、川内村、楡葉町、葛尾村、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町、大熊町、双葉町）の区域内に指定訪問リハビリテーション事業所を開設しようとする者
- ・当該復興推進計画区域のうち南相馬市の区域内に指定訪問リハビリテーション事業所を既に設置しており、本事業の適用を受けている者

2 特例措置の内容及び基準

(1) 特例措置の内容

1の事業者該当する訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、主治医の指示の下、指定訪問リハビリテーションを適切に提供できると知事が認めるものについては、開設主体を病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に限定しない。

(2) 特例措置の適用を受ける事業所の基準

ア 人員に関する基準

(理学療法士等の員数)

- ① 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、置くべき理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問リハビリテーションの人員に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

- ① 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、指定訪問リハビリテーションの管理上支障がない場合は、当該リハビリテーションの他の職務に従事することができるものとする。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士でなければならない。

イ 設備に関する基準

(設備及び基準等)

- ① 指定訪問リハビリテーション事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問リハビリテーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問リハビリテーションの設備に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

ウ 運営に関する基準

病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院（以下「連携病院等」という。）と密接な連携を図ったうえで、利用者の主治医の指示の下に適切な指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。

連携病院等との連携については、次の点に留意するものとする。

- ① 連携病院等は、事業所から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあること。
- ② 連携病院等が病状急変等の事態に適切に対応できる診療科目等を標榜していること。
- ③ 連携病院等に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

3 特例措置の適用を受けようとする場合の手続き

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第70条第1項の申請に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書を、県介護保険室に提出すること。

ア 特例措置を受けようとする指定訪問リハビリテーション事業所の名称及び所在地

イ 連携病院等の名称、所在地及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容（契約書等の写しを添付すること。）

(2) 特例措置の適用期間

認定日から令和5年3月31日までとする。